

個別論点の検討

1. 28) 貸付金等と同質の社債について（適用指針案 4 項(2)）
2. 30) ～33) 定量的リスク情報（適用指針案 15 項）

1. 28) 貸付金等と同質の社債について（適用指針案 4 項(2)）

【コメント】

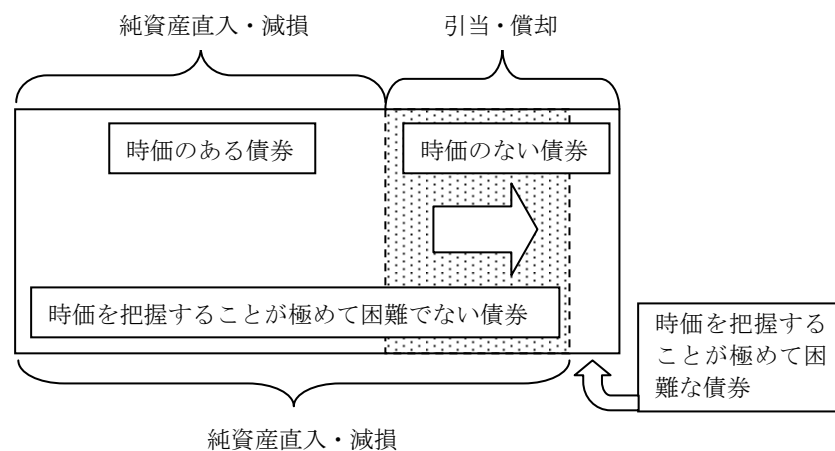
時価の測定可能性・保有目的等が貸出金等と同質と考えられる社債その他の債券について、債権と同様に「貸借対照表上は取得価額等で計上し、注記において時価開示する」取扱いとしていただきたい。

（理由）

- 自由な換金・決済等が可能な「価額」は存在しないのが現状。
- 時価の測定可能性・保有目的等が債権と同質と考えられる有価証券については、時価評価し評価差額を純資産直入する取扱いより、むしろ注記により対応の方が適切。
- 金融検査マニュアルにおいて、時価が把握されていない債券として、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、「貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する」取扱いとなっている。

【改正に伴う影響の確認】

① 今回の改正のイメージ



② 改正の影響

会計基準（案）81 項

「開示の実効性を高めるために、時価が開示されないこととなる金融商品は、時価を把握することが極めて困難と認められるものに限定されたことから、時価をもって貸借対照表価額とする有価証券に関して、その例外的な取扱いは、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券に限定することとした。」

審議事項（3）

従来、「時価のない債券」であって、今後「時価を把握することが極めて困難でない債券」となるものについて、

従来：時価評価せず、債権の貸借対照表価額に準じて引当・償却

改正後：純資産直入・減損処理（改正後については、引当・償却が併用されるというわけではないという理解）。

債権の区分	従来	改正後
一般債権	貸倒実績率法により総括引当 <ul style="list-style-type: none"> 信用リスクを反映 損益に反映 	時価評価差額を純資産に直入 <ul style="list-style-type: none"> 金利リスク、信用リスクを反映 純資産直入
貸倒懸念債権	財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法により個別に貸倒高を見積もり	減損のケースに対応？
破産更生債権等	財務内容評価法により個別に貸倒高を見積もり	減損のケースに対応？

前回専門委員会（10月11日）での意見

- 金融検査マニュアルとの関係を考えていけば、純資産直入をしつつ、引当を積むという対応を前提に考えていかなければならず、純資産直入をしたから損益計算書を通さなくてよくなるというのは楽観的過ぎる。
- 銀行はこれに関して総括引当をとっているなど重要な問題であることは理解した。しかしそれ以外の業種では重要性はなく、特定業種の問題として検討が必要か議論すればよいのであって、全体に広げる必要はない。

委員会（10月12日）での意見

- 銀行について、今回の件で懸念されるのは、金融検査マニュアルとの関係であろう。
- 対応案②(1)はかえって処理が煩雑。(2)又は(3)とすべき。現実的には(3)をとることが多くなるだろう。その際、引当金相当をそのまま純資産にスライドさせることも考えられる。

【対応案】

① 原案を維持する方向ではどうか。

(理由)

- 時価のある債券とない債券の取扱いの違いは、基準の建てつけに依存するところ。これらの取扱いを見直すとすれば、貸付金と同質の債券の範囲をどのように判断

審議事項（3）

するか。もしそのような判断が可能としても、一概に債券を貸付金の会計処理に合わせることでならず、時価が算定される貸付金を債券の処理に合わせるとの議論にもつながりかねないが、現状では検討は困難ではないか。

- 一方、原案による実質的な影響は、時価のない債券の総括引当に相当する部分と考えられる。また、原案の取扱いに従えば金利リスクも適時に反映できる
- 従来からも、時価の有無（市場価格がある、合理的に算定された価額がある）は、公募債、私募債の形態に依存していない。

金融商品会計に関する Q&A Q17

「ただし、私募債であっても、発行体の信用度、残存期間、利率等による理論価格方式あるいは類似銘柄による比準価格方式によって合理的な価額を算定することが可能である場合には、時価のある債券となります。」

- 金融検査マニュアルとの関係は、業界関係者から、その運用を確認して頂く。

② 実務指針93項との関係から、適用指針としてこれまでの引当金相当の取扱いについて、以下を示すか。

- (1) これまでの引当金相当については、現状維持。 } 維持した引当金相当をいつ戻し入れるか。
 (2) これまでの引当金相当については、現状維持できる。 } (残高減少に応じて戻し入れるか。)
- (3) これまでの引当金相当については、現状維持せず戻し入れる。**

(理由)

- 取扱いが簡便であり、煩雑な処理が不要。
- 先に示したように、戻し入れるものの大部分は一般引当相当と考えられる。貸倒引当金として計上されていれば、他の債権に係る貸倒引当金の繰入等と相殺されることとなる。

例 時価=97 (金利リスク分=▲2)
 (信用リスク分=▲1)

従来	改正後
100	97
▲ 1	
99	97
	AOCI ▲3
	100

2. 30) ～33) 定量的リスク情報（適用指針案 15 項）

【コメントの概要】

- おおむね任意記載事項とする方向性を支持するものと理解。
- 30) は、数値の信頼性について読者に誤解を与えかねない、監査の実施が困難との理由から記載を認めるべきでないとの意見。
- 33) は任意記載を支持しつつ、環境が整えばより積極的な開示を促すべきとの意見。

【委員会（9月21日）のコメント】

- 監査が困難なため、記載を認めるべきではない。
- IFRS と同様に、義務付けるべきとの立場は公開草案公表前と変わっていない。
- 企業としてもリスク情報は財務情報として開示する自信はない。米国のように MD&A のような財務情報外での開示を望む。

【国際的な会計基準の現状】

- IFRS 第7号「金融商品：開示」では、金融商品から発生するリスクに関する定性的・定量的情報を開示することを求めている。市場リスクの定量的情報に関する開示には、感応度分析（金利等のリスクに関する変数が変動した時の損益等への影響、バリュー・アット・リスク等）が含まれる。
- 米国基準 FAS 第107号「金融商品の公正価値に関する開示」では、金融商品の市場リスクについて、事業体はそのリスクを管理又は調整する方法と整合するような定量的情報の開示を推奨しているが、義務付けはされていない。ただし、SEC 登録企業については、FRR48 により MD&A で開示が求められている。

【開示に対する意見】

肯定的な意見

- (a) ①感応度分析は、利用者から重要な情報であると一貫して強調されていること、②全種類の市場リスクに対して、また全企業により開示が可能であり、比較的、理解しやすく、計算しやすい（IFRS 第7号 BC59）。
- (b) 金融商品に係る市場リスクの定量的な開示が、その手法や仮定とともに開示されれば、企業分析において有用な情報である
- (c) 一部の商社、ノンバンクなど、事業上、金融商品に重要性のある企業もあるが、情報ニーズがありながらも銀行のような開示制度がなく、定量的な市場リスク情報が入手しにくい状況がある。

否定的な意見

- (ア) 感応度分析による市場リスク量は、会計帳簿の記録に基づく会計数値ではなく、各社がリスク管理目的のために算定するもの、又は、一定の仮定に基づく見積値であり、財務諸表注記に馴染まない。
- (イ) 市場リスク量の算定に関しては、採用するモデルやシナリオ等の手法、信頼区間や保有期間等の考え方は各社ごとに異なっている（社内でも部署ごとに異なることがある）。
- (ウ) 金融機関を除けば現状で外部報告として適当なリスクの計量的把握を行っている企業は少数であり、一律の強制は作成者に過度の負担を与える。
- (エ) 一部の企業を除いて経営上利用されていない情報であり、経営者の視点に立った情報提供には必ずしもならない。
- (オ) 財務諸表注記とした場合に、一定の基準に基づいて算定され適正性が確保された数値であると読者に誤解を与える可能性が高い。
- (カ) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づかない数値については、我が国における監査の実施が困難。
- (キ) IASB は、ディスクロージャー全体を取り扱っておらず、会計基準を通じてしか、企業情報提供のルールを設定できない制約を抱えている。IFRS 第7号に定量的なリスク情報の規定が含まれるのも、IASB では MD&A のような財務諸表外での開示に関する規定の整備を行っていない点に起因するところがある。わが国の開示全体を見渡せば、銀行等の業種では開示されており、あえて財務諸表の注記にこだわる必要性は乏しい。
- (ク) 非金融機関の場合には、金融商品のみの開示ではリスク情報として適切でない場合がある。

【委員会（10月12日）のコメント】

- 会計情報は監査とセットであって、監査が困難であれば財務情報への強制開示は難しいのではないか。
- コンバージェンスの観点から IFRS に近づけることを期待。ただし一律の強制でなく、金融商品に重要性がある企業が対象となるのではないか。なお、監査の問題が IFRS でなぜクリアされているかを確認願いたい。
- 製造業にとって、市場リスクの開示にどのような意味があるか疑問。

追加的な検討

【監査の対応】

（国際監査基準<ISA>における対応）

国際監査基準（ISA）では、市場リスクの定量情報に関する明示的な監査基準は公表されていない。⇒ もし、ISA の下で定量情報を監査する場合には、その監査手法は各ファーム対応となろう。

（実際の開示例）

会社名、開示年度	開示場所	監査意見
HSBC 2006 年	Report of the Directors: The Management of Risk	Director's Report の情報は、財務諸表と整合
Deutsche Telekom 2006 年	財務諸表注記	連結財務諸表は IFRS 等に準拠

- HSBC のケースでは、財務諸表と整合していると監査人から意見表明されている。
- Deutsche Telekom では、財務諸表注記に含まれ、連結財務諸表が IFRS 等に準拠しているとの意見が表明されている。ドイツにおいて、市場リスクの定量情報の監査がどのように対処できているかは不明。ただし、ドイツの場合、経営者報告は監査報告の対象とされており、単に財務諸表の整合性だけでなく、経営者報告全体としての適切性についても意見表明することが求められているようである。

（参考）Management Commentary における監査上の取扱いと考え方（2005 年 10 月 IASB 公表の討議資料 Management Commentary より）

	監査上の対応
ISA, 米国, カナダ (日本)	意見表明しない。ただし、事実の重要な虚偽表示、又は、財務諸表との不一致を特定するために MC を査閲することを要求 (ISA720)。
EU (*1)	財務諸表との整合性について意見表明
英国 (*2)	①財務諸表との整合性、②MC の情報と不整合な事項に気付いたか否か、について意見表明
ドイツ	MC の監査を要求。①財務諸表及び監査の過程で取得した追加的な情報との整合性、②会社の状況の適切な理解を提供するものか、将来の発展のリスクとチャンスを適切に表現しているか、について意見表明。

(*1) 第 4 指令、第 7 指令での取扱い (*2) Operating and Financial Review についての取扱い

（これまでの監査の困難性に関する意見）

- 市場リスクの定量情報を算定する手法は単一でなく、会計基準のように判断基準が存

在しない。例えば、VaR の算定については、ヒストリカル法や分散・共分散法等いくつかの手法が提示されている他、その信頼区間や保有期間等の要素もあり、それらの組み合わせで結果が異なる。会計基準のような判断基準が存在しない中、その妥当性についてまで保証することは困難であり監査になじまない。

- 最近の監査を巡る環境の変化を受けて、監査人は、監査可能なものと監査不能なものを峻別する傾向にある。



監査制度は各国によって異なる状況にあるようであり、ある国（地域）で実施されていることが他で実施されることには必ずしもならないのではないかと。

【コンバージェンスの観点について】

- CESR による会計基準の同等性評価に関する技術的助言（2005 年 6 月）において、金融商品の時価開示については、米国会計基準（FAS107 号）に対して補正措置を求めている。
- 現時点において、市場リスクの定量的情報は、FASB と IASB の間のコンバージェンス項目とされていない。理由は必ずしも定かではないが、(1)すでに SEC 登録企業では開示されていること、(2)金融商品会計（将来的な全面時価会計の導入に向けた検討）自体が MOU とされていること、などがその理由と考えられる。

【会計基準としての対応について】

- ① 感応度分析による市場リスク情報は、仮定に基づくプロフォーマ情報であり、会計数値に馴染まない。
 - このような情報は、会計帳簿の記録に基づく会計数値ではなく、一定の仮定に基づく見積値であり、各社がリスク管理目的のために算定するものである。このため、財務情報として会計基準で設定することは馴染まない。
- ② IFRS では MD&A のような財務諸表外での開示手段は現時点ではないことから、会計基準で設定せざるを得ない
 - 日本のようにディスクロージャー制度が整備されている場合、(IFRS と異なり) 財務諸表注記の対象外とすべきような非財務情報は、原則として会計基準の対象外としている（例えば、経営者の報酬については、IAS24（関連当事者）では対象とされているが、日本の会計基準では対象とされていない）。
 - 米国でも、SEC 登録企業の MD&A において市場リスクの定量的開示が要求されている。FAS107 号では、開示を奨励に留めた背景として、リスク管理手法の継続的な発展のために最も有用なアプローチを明確に定義することができないことに加え、この

SECの規定も理由としている。

【対応案】

- コメント及び委員会での意見の大勢は、任意開示を支持と理解している。①感応度分析による市場リスク情報は会計数値に馴染まない性格（仮定に基づくプロフォーマ情報）であること、②IFRS第7号に市場リスクの定量的な情報が含まれた経緯（IFRSではMD&Aのような財務諸表外での開示手段は現時点ではない）を考慮すると、財務情報として強制することは困難と考えられる。このため、適用指針ではFAS107と同様に任意開示とする方向としてはどうか。
- ただし、米国の事例を引きつつ、銀行が実施しているような財務諸表外での開示の可能性について触れ、同時に、一部の商社やノンバンクのように、金融商品に重要性がある場合には、開示が有益である旨、示してはどうか。